令和7年度佐野市特定健診受診率向上事業業務委託仕様書

１ 業務名

令和7年度佐野市特定健診受診率向上事業業務委託

2 委託の目的

佐野市では、第3期データヘルス計画において、国民健康保険被保険者特定健康診査受診率の最終年度（R11）目標を45%としていることから、未受診者の分析を行い、効果的な受診勧奨を行うことにより、受診率を向上させ、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

なお、佐野市の特定健診の状況については下記の表を参照すること。

(1)特定健康診査 対象者数・未受診者数・受診率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	19,654 人	19,506 人	18,851 人	17,729 人	17,017人
未受診者数	14,170 人	14,117 人	12,977 人	11,972 人	11,278人
受診率	27.9%	27.6%	31.2%	32.5%	33.7%

(2)特定健康診査実施状況

健診方式	総合健診方式（個別健診・集団健診併用）
実施期間	令和7年6月1日から令和8年1月31日
個別健診協力医療機関件数	48箇所
集団健診実施予定日数	69日
集団健診実施会場	佐野保健センター、田沼保健センター、葛生あくと保健センター、地区公民館、地区コミュニティセンター等

※日程、場所、協力医療機関一覧等の詳細な情報については、後日提供する。

3 業務概要

40歳以上75歳未満である本市、国民健康保険加入者の内、令和7年において特定健康診査（以下「特定健診」という。）を受診していない者に対して、通知等による受診勧奨を行い、通知後の対象者に係る受診状況等の効果検証を行う。

4 業務履行場所

栃木県佐野市内

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日

受診勧奨通知等の発送は、令和7年度の特定健康診査受診につなげられる時までに完了するものとする。

6 対象者数

受診対象者数：約20,000人

受診対象者のうち、勧奨効果が高いと思われる者を、発注者と受注者協議の上、通知対象者として、決定する。

7 業務内容

(1)通知対象者の選定

ア 受注者は発注者から提供されたデータを分析し、対象者の特徴別に分類する。

イ アで分類したデータを基に、対象者の抽出基準を決定し、発注者の合意をもって受診勧奨対象者を最終決定する。

(2) 受診勧奨通知の作成及び発送

ア (1)に定めるデータを基に次の通り通知による受診勧奨を実施する。

イ (1)で特定した受診勧奨の対象者リストを発注者へ提出する。

ウ 受注者は(1)で分類したグループごと又は対象者ごとに内容を変えるなど効果的な受診勧奨メッセージでの通知を作成する。

エ 受診勧奨通知の印刷

①発注者が提供する情報を基に、送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した受診勧奨通知を作成する。

②勧奨通知には、発注者から提供する特定健診の受診のできる個別医療機関の一覧表を掲載すること。

③受診勧奨通知の差出人が発注者であることがわかるように明記する。

④印刷内容については、発送前に校正を2回以上行う。

⑤校了後、受注者は発注者に、勧奨資材の種類ごとに10部のサンプルと、通知発送者一覧を受診勧奨資材の発送ごとに納品すること。発注者が追加でサンプルを必要とする場合は、受注者が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

オ 受診勧奨通知の発送

①発送は2回以上行うこと。なお、令和7年度特定健診受診につなげられる時期に実施することとする。具体的な日程は発注者と協議の上決定する。

②発注者から提供される発送対象除外者リストをもとに、最終的な勧奨対象者に発送を行う。

③勧奨通知の発送方法は、日本郵便株式会社による郵送とし、郵送に係るすべての経費は本委託業務の契約金額に含めることとする。

④発送件数

　　発注者と受注者にて協議の上決定する。

(3) 報告書の提出

ア　受注者は、(1)に定めるデータの分析について、発注者に報告する。

イ　期末報告として、受託期間が終了するまでに、受託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を発注者に報告する。

ウ　事業全体の経過や実施結果のわかるものを報告書として作成したうえ、成果品として、書面及び電子データにて提出する。

エ　報告書は製本又は、ファイルに綴じるなどして5部提出すること。

8　発注者から提供できるデータ

(1) 発注者は業務に使用するため、次のデータを受注者に提供することとする。

①特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル
FKAC167（特定健診等データ管理システムから抽出したもの）
過去5年度分（令和2年度～令和6年度）

②特定健診結果等情報作成抽出（保健指導情報）ファイル
FKAC165（特定健診等データ管理システムから抽出したもの）
過去5年度分（令和2年度～令和6年度）

③受診券情報 CSV ファイル
FKAC161（特定健診等データ管理システムから抽出したもの）
過去3年度分（令和5年度～令和7年度）

④特定健診結果テーブル
DK_KEKKA1（特定健診等データ管理システムから抽出したもの）
抽出月格納分

⑤被保険者情報データ
被保険者管理台帳（KDB システムから抽出したもの）

⑥宛名情報（抽出時点保有データ）

(2) 対象者抽出のために提供するデータ及び受け渡し方法

①発注者は、「特定健診等データ管理システム及び国保データベース（KDB）システムに係るデータの抽出及び提供に係る許諾書」（以下、「データ使用許諾書」という。）により、栃木県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し、以下のデータ（連合会抽出データ）等の抽出及び受注者への提供を許諾する。

②データの提供には、原則として、上記使用許諾書に基づき、受注者が指定するセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により、連合会と受注者の間で行う。

③その他の方法により受け渡しをする場合は、事前に発注者と協議の上、セキュリティ上の安全性の確保される方法をとることとする。

④その他、業務を遂行するにあたり本仕様書に定めのないデータが必要になった場合、発注者受注者協議の上、可能な範囲で提供する。

(3) 印刷・発送のために提供するもの

受診券発行対象者抽出ファイル※発送用データの抽出を国保連合会へ依頼する場合のみ

TKAB051(特定健診等データ管理システムから抽出したもの)

抽出月格納分受診券発行対象者抽出ファイル

(4) 勧奨通知に掲載するために提供するもの

①個別健診協力医療機関一覧・集団健診日程一覧(R7年度)

②市章データ

(5) 勧奨通知発送の都度提供するもの

除外者情報(抽出時点保有データ)

(6) その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施するうえで、仕様書に定めのないデータが必要になった場合、発注者と受注者にて協議の上決定する。

9 再委託の禁止

(1)受注者は、本業務の全部を一括して、又は、本業務の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2)受注者は、本業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。また、再委託先との契約に当たっては、受注者と同等の義務を負わせ、再委託した業務に伴う第三者の行為についての責任は受注者が負うこと。

(3)受注者が市町村国保ヘルスアップ事業交付金の交付要件に該当する業務の一部を再委託するときは、再委託に係る契約の金額の合計は、この契約の金額の2分の1未満とし、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

10 委託料の支払

(1)委託料の支払いは事業完了後の一括支払いとする。

(2)受注者は、作業が完了次第速やかに発注者に検査を請求し、検査に合格したときは代金の支払いを請求する。

11 個人情報保護の徹底

個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律、佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例及び別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(1)受注者は次の資格のいずれかを取得していること。

①日本工業規格「JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム」に準拠している資格

②プライバシーマーク付与事業者

(2) 受注者は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。

(3)受注者は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が職別され、又は識別されえるものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(4) 受注者はこの契約による業務の実施のために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を本契約に基づく利用及びその業務の目的を達するために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。

(5)受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、本契約を処理するために、発注者から提供され、また作成した個人情報が記録された資料等は速やかに発注者に返還し、又は引き渡すこととする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

12 その他

(1)業務の開始にあたり、発注者と受注者は業務の詳細を決定する打ち合わせを実施する。

(2) 打合せ場所や日時、方法については、発注者及び受注者の両者が協議の上で決定する。

(3)受注者は発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対応する。

(4) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受注者の負担とする。

(5)受け渡しデータのフォーマットについては、受注者が定めるものとする。

(6)その他、この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して決定する。